



3北筑保第4500号
令和3年12月23日

小郡三井医師会長 殿

福岡県北筑後保健福祉環境事務所長
(総務企画課企画指導係)



福岡県北筑後保健所運営協議会部会委員について（依頼）

保健医療福祉行政の推進につきましては、平素から御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当所に、福岡県保健所運営協議会条例第9条に基づき設置しております福岡県北筑後保健所運営協議会（以下「協議会」という。）部会委員の任期が、このたび満了となったので、下記の協議会部会の次期委員を貴職に委嘱したいと考えております。

つきましては、下記の協議会部会委員候補者の御推薦をお願いします。

なお、御推薦に当たっては、別添の次期委員候補者の承諾書を、令和4年1月28日（金）までに当所へ御提出をお願いします。

記

1 協議会部会

- (1) 保健事業部会
- (2) 精神保健福祉部会
- (3) 地域医療救急部会

2 任期

協議会長指名日から令和5年12月24日まで。

3 参考資料

- (1) 協議会条例
- (2) 協議会部会設置要領

(連絡先)

朝倉市甘木2014番地1
福岡県北筑後保健福祉環境事務所
総務企画課企画指導係
電話 0946-22-4185

承 諾 書

福岡県北筑後保健福祉環境事務所長 殿

下記の福岡県北筑後保健所運営協議会部会委員に就任することを
承諾します。

記

- 1 保健事業部会
- 2 精神保健福祉部会
- 3 地域医療救急部会

※該当する部会の番号を○で囲んでください。

令和 年 月 日

所属 小郡三井医師会

職名

(ふりがな)

氏名

印

福岡県北筑後保健所運営協議会保健事業部会設置要領

(設置)

第1条 福岡県保健所運営協議会条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、福岡県北筑後保健所運営協議会（以下「協議会」という。）に保健事業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、北筑後保健福祉環境事務所の所管区域内の保健事業に関する協議を行い、地域住民に対してよりよい効果的な保健事業の推進を図ることを目的とする。

2 部会で検討したことは協議会に意見を提示し、管内における総合的で効果的な施策の展開に資する。

(組織)

第3条 部会の委員は20名以内で組織し、協議会の会長が指名する。

2 委員の構成は、市町村、関係機関・団体、その他の保健事業施策の推進に関し適当と思われる者とする。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから協議会会長の指名する委員がこれに当たるものとし、副部会長は、部会長が指名するものがこれに当たるものとする。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。

6 副部会長は、部会長の事務を補佐し、部会長が欠けたときはその職務を代理する。

7 委員の任期は、保健所運営協議会長から指名を受けた日から、保健所運営協議会委員の任期満了日とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は部会長が主宰し、北筑後保健福祉環境事務所長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立する。

3 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第5条 部会は、協議会が所掌する事務のうち、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 保健事業の計画的実施に関すること。

(2) 保健事業の評価に関すること。

(3) 関係機関、団体等の連絡調整に関すること。

(4) その他、保健事業の推進に関すること。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、北筑後保健福祉環境事務所健康増進課健康増進係において所掌する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則 この要領は、平成22年1月14日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年8月18日から施行する。

福岡県北筑後保健所運営協議会精神保健福祉部会設置要領

(設置)

第1条 福岡県保健所運営協議会条例第9条に基づき福岡県北筑後保健所運営協議会（以下「協議会」という）に精神保健福祉部会（以下「部会」という）を設置する。

(目的)

第2条 部会は福岡県北筑後保健福祉環境事務所の所管区域内の精神保健及び精神障害者の福祉に関する協議を行い、地域住民に対してより効果的な精神保健福祉事業の推進を図ることを目的とする。

2 部会で検討したことは協議会に意見を提示し、総合的で効果的な施策の展開に資する。

(組織)

第3条 部会の委員は原則20名以内で組織し、協議会の会長が指名する。

2 委員の構成は、市町村、関係機関・団体、その他精神保健及び精神障害者の福祉施策の推進に關し適当と思われる者とする。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから協議会会長の指名する委員がこれに当たるものとし、副部会長は、部会長が指名する者がこれに当たるものとする。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。

6 副部会長は、部会長の事務を補佐し、部会長が欠けたときはその職務を代理する。

7 委員の任期は、保健所運営協議会長から指名を受けた日から、保健所運営協議会委員の任期満了日とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は部会長が主宰し、北筑後保健福祉環境事務所長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立する。

3 会議は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(所掌事務)

第5条 部会は次に掲げる事項を所掌する。

(1) 精神障害者の早期治療に関すること。

(2) 精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加に関すること。

(3) 地域住民の精神的健康の保持増進に関すること。

(4) その他、地域の実情に応じた精神保健福祉事業の推進に関すること。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、福岡県北筑後保健福祉環境事務所健康増進課精神保健係において所掌する。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、部会の運営に関し必要な事項は協議会の会長が協議会に諮って定める。

附則

この要領は、平成22年 1月14日から適用する。

この要領は、平成22年 8月18日から適用する。

福岡県北筑後保健所運営協議会地域救急医療部会設置要領

(設置)

第1条 福岡県保健所運営協議会条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、福岡県北筑後保健所運営協議会(以下「協議会」という。)に地域救急医療部会(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 部会は、北筑後保健福祉環境事務所の所管区域内の救急医療に関する協議を行い、地域住民に対してよりよい効果的な救急医療の推進を図ることを目的とする。

2 部会で検討したことは協議会に意見を提示し、管内における総合的で効果的な施策の展開に資する。

(組織)

第3条 部会は、原則として委員20名以内で組織し、協議会の会長が指名する。

2 委員の構成は、市町村、関係機関・団体、その他の救急医療施策の推進に関し適当と思われる者とする

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから協議会会長の指名する委員がこれに当たるものとし、副部会長は、部会長が指名する者がこれに当たるものとする。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。

6 副部会長は、部会長の事務を補佐し、部会長が欠けたときはその職務を代理する。

7 委員の任期は、保健所運営協議会長から指名を受けた日から、保健所運営協議会委員の任期満了日とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が主宰し、北筑後保健福祉環境事務所長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立する。

3 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第5条 部会は、協議会が所掌する事務のうち次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 救急医療体制の整備運営に関すること
- (2) 健康危機管理体制の整備に関すること
- (3) その他、救急医療の推進に関すること

(庶務)

第6条 部会の庶務は、北筑後保健福祉環境事務所総務企画課企画指導係において所掌する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年1月14日から施行する。

この要領は、平成22年8月18日から施行する。